

特別徴収 ▶ 年金が年額18万円以上の人は年金から天引きになります

●保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

仮徴収・本徴収ってなに？



仮徴収(暫定賦課)

65歳以上の人の介護保険料は、市県民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを仮徴収と言います。通常は、前年度の2月期と同額になります。

本徴収(本算定賦課)

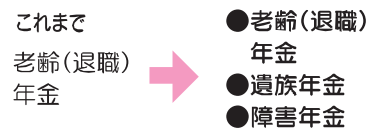
10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収します。これを本徴収と言います。

●次の人は普通徴収されます

- 年度の途中で
- ▷65歳になった
 - ▷年金の受給が始まった
 - ▷他の市町村から転入した
 - ▷保険料が変更になった
 - ▷年金が差し止めになった

ここが変わった

天引きの対象となる年金が拡大されました



※老齢福祉年金については天引きの対象とはなりません

普通徴収 ▶ 特別徴収にならない人は市から送付される納付書で個別に納めます

※老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金を受給していない人、老齢福祉年金を受給している人も含みます。

- 保険料の年額を6回(期)に分けて納めます。
- 市から納付書を送付しますので、市役所・各支所・出張所・取り扱い金融機関(郵便局は除く)で納めてください。

納付書で納める人は便利で確実な口座振り替えを

忙しい人、なかなか外出ができない人は、介護保険料の口座振り替えが便利です。

手続き

- ①介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。



介護保険課

- ▽高額介護サービス費の支給停止
 - ▽利用者負担が1割から3割になる
 - ▽差し止め額から滞納保険料を控除
 - ▽支払い方法の変更(償還払い)
 - ▽一時差し止め
 - ▽支払い方法の変更(償還払い)
- 保険料を滞納すると、未納期間でサービス利用時に、次のようになります。

保険料はどのように納めるの？

納め方は、年金の受給額で特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます

瀬戸内市に必要な
介護サービス総費用

×
65歳以上の人の負担分19%

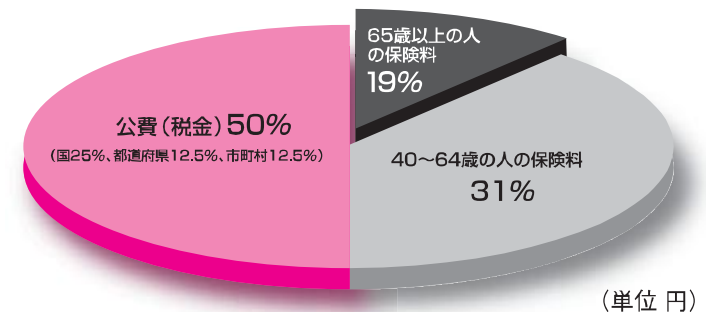
=
瀬戸内市に住む
65歳以上の人の人数

瀬戸内市の保険料の 基準額

55,200円(年額)
4,600円(月額)

※基準額は、全国一律ではなく、それぞれの市町村に必要な介護サービスの総費用に応じて決められます。

- 見直しの主な理由は、高齢化が進み、介護サービスを利用する人の数や利用料が増えているためです。
 - 必要な時に必要なサービスが利用できるよう、在宅・施設サービスを計画的に整備するためです。
 - 介護保険料の見直しは3年ごと
 - 介護保険料は、今後3年間で、どのような介護サービスが、どれくらい必要になるかを判断して、3年ごとに見直されます。
- 介護保険料の見直しが行われ、第3期介護保険事業計画により、本年度からの保険料「基準額」が決まりました。



介護保険の財源内容は、40歳以上の人が納めていただく保険料と公費(税金)で運営しています。

所得段階	対象者	保険料の調整率	年額保険料()は月額
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市県民税非課税の人	×0.5	27,600 (2,300)
第2段階	世帯全員が市県民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.5	27,600 (2,300)
第3段階	世帯全員が市県民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	×0.75	41,400 (3,450)
第4段階	世帯の誰かに市県民税が課税されているが、本人は市県民税非課税の人	基準額 × 1.0	55,200 (4,600)
第5段階	本人が市県民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	×1.25	69,000 (5,750)
第6段階	本人が市県民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	×1.5	82,800 (6,900)

- 「基準額」は所得段階の「第4段階」の額にあたります。
 - その「基準額」をもとに、所得によって1~6段階の保険料に分かれます。
- ※税制改革に伴い、保険料が上昇した4段階と5段階の人は、18年度と19年度につき料金を本来より低く設定し、保険料額の軽減措置があります。

保険料はどのように決まる？

65歳以上の人の保険料